

大口町告示第96号

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和1年7月4日

大口町長 鈴木雅博

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱の一部
を改正する要綱

大口町重症心身障害児等短期入所利用支援事業補助金交付要綱（平成20年大口町告示第84号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,700円」を「3,100円」に、「1,700円」を「1,200円」に改める。

附 則

この要綱は告示の日から施行する。